

障がい者・高齢者の生活サポートシステム

市町村名：南富良野町/南富良野町社会福祉協議会

管内人口：2,863人（H23.3.31 現在）

地域概況：本町は、農業を基幹産業とした農村地域で、他に地域を支える大きな産業がないことから年々過疎化が進み、少子高齢化が著しい状況にある。

人口の減少により、地域力も衰退し、障がい者や高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、見守りや支え合いの弱体化が進み、多くの課題が生じてきており、地域における支援体制づくりが必要と考えられる。

1 取組のきっかけ・経過

介護保険制度の理念による在宅介護推進や障害者自立支援法による地域移行への動きにより、自活能力が低下した高齢者や認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者が多く地域で暮らすようになり悪徳訪問販売の被害や近隣住民とのトラブルなど地域で生活をする上で、色々な問題が生じるようになってきた。

(1) ひとりの支援から

家族が住宅改修の悪徳業者により多重債務を抱え、生活苦が続いていた中、知的障がい者が町社会福祉協議会に相談に来たことがきっかけに支援が開始された。最初に司法書士に依頼して、債務整理を行い、日々取り立てにおびえていた不安を取り除き、債務処理裁判等を経て、地元業者や知人、税金、公共料金など多額債務の整理ができた。整理の間、行政と連携して生活をつなぐため生活保護を受け、元気を取り戻した段階で就労支援を実施した。

債務整理が終了と同時に過払い金の受け取りができることになり、生活保護の廃止と100万円程度の預金ができ、本人は今までの人生で今が一番幸せと言って、現在も元気に働いている。

(2) 地域課題として把握

平成17年の前述の支援をきっかけに地域住民や民生委員児童委員等を通じて町と社会福祉協議会で地域の実情を把握したところ、障がい者や認知症高齢者等が悪徳商法や金銭管理ができないがために債務を抱えているもの、更には家族から障害年金や老齢年金を搾取されている経済的虐待を受けているケースが数件確認された。

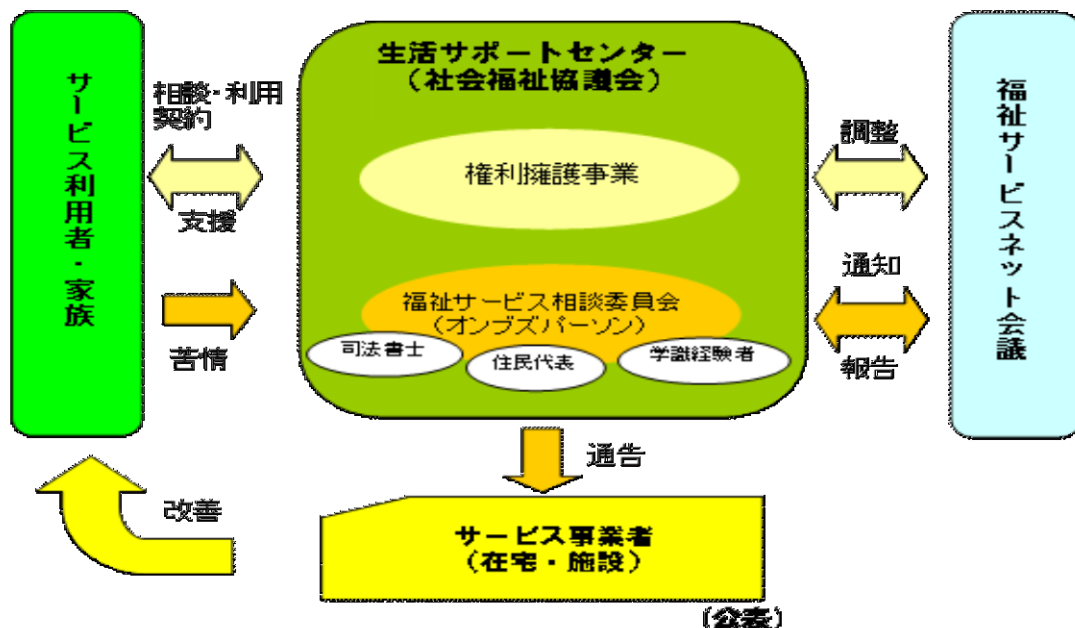
(3) 個別支援からシステムへ

障がい者や認知症高齢者等いわゆる判断力が弱い要援護者が自分の権利を守ることができなく、多様なかたちで権利侵害を受けている実態が把握されたことで、本町は権利擁護事業の必要性が大きくクローズアップされた。

このことから、権利を守るためのシステムを計画的に確立するために福祉でのまちづくりを進めるための指針となる「地域福祉計画」(H18.3 策定)に盛り込むことになった。本町の計画は、社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と一体型で策定していることから、そこで両者の役割を明確にするとともに、連携して権利擁護事業を推進するための方策をプロジェクト事業として取り組みシステム化することに至った。それが、現在本町において、総合的に権利擁護事

業を実施している「南富良野町生活サポートセンター」設置である。

《生活サポートセンターの概要》



【気づき・工夫したポイント等】

障がい者や高齢者に限らず、生活支援が必要と考えられる多重債務者等も支援の対象

何らかの事由で、障がい認定を受けてないなど、本来障がい者支援を受ける必要がある人は地域に潜在化している実態にある。親族と同居していて、死亡などにより親族が無きあと、多くの生活課題や問題が表面化してくることが多い。

生活サポートセンターでは、訴えや相談、民生委員児童委員や小地域ネットワークなどからの情報を基に障がいや要介護認定の有無に関わらず、身上監護を含めた総合的かつ継続的な支援を実施している。

2 事業（活動）内容

(1)生活サポートセンター事業

地域住民から見える相談窓口として、日常生活における困りごとから財産保全、債務整理など権利擁護に関する様々な相談を受け付け、問題解決と継続的な援助を行い、地域で安心して暮らし続けるための支援を実施する。

- 組織 平成18年6月1日設置
設置者：南富良野町社会福祉協議会
運営支援：南富良野町（保健福祉課）

- 事業内容

- ① 心配ごと相談事業 …… 日常生活の困りごと相談
- ② あんしんサポート事業 …… 日常生活自立支援事業（独自契約事業）
- ③ 法人後見事業 …… 成年後見制度利用援助・後見業務
- ④ 福祉サービス相談 …… オンブズパーソン事業

(2) ぷらっと会社事業

生活サポートセンター支援のフォロー事業として、主に障がい者等の就労支援と生きがい活動の場として「ぷらっと会社」を町保健福祉センター内に設置している。

家族や地域から孤立しがちな障がい者が行き場がなく、同時に生きがいもなく過ごすことが多い実態を踏まえて、有償ボランティアによる活動の場を提供して、役割を持って地域に貢献し、生きがいある生活を取り戻すためのもの。

日々変化する身体や精神状況に応じて、出勤できる日に「ぷらーっと」出向いてきてタイムカードを押して、仕事をしてもらうシステムである。

過去に経験のある仕事や興味のある仕事をしてもらい、その人らしい活動を重荷にならないよう配慮して、地域のために活動してもらうことが狙いで、現在は知的障がいや精神障がいを持つ方が数名登録をして活動している。

《ぷらっと会社の概要》



ぷらっと会社名札

活動状況（除雪作業）



3 成果・効果

(1) 安心安全な生活の確保

財産や権利を自分自身で守ることが難しい障がい者や認知症高齢者等は、悪徳訪問販売や詐欺、第三者からの金銭搾取などの被害に遭う危険性が非常に高く、また被害に遭ってもそれを認識できなく潜在化してしまう。このため、繰り返し被害を受けることが多く、一度被害を受けるといつまでも生活苦が続き、必要な時に病院の受診や介護サービスを利用することができないこともある。

権利擁護における生活サポートは、たとえ知的や精神の障がいがあっても、また認知症であっても本人のために財産や権利を管理、保全することで、生活苦に陥ることなく、住み慣れた地域で安心安全に暮らす生活環境が確保できる。

(2) 地域からの孤立を防ぐ

多重債務等に陥った場合、仮に地元の商店や知人からの借入があったとき、通常は返済できないが、債務整理や継続的な金銭管理を支援することによって、計画的に返済ができることが可能となり、その人が地域から疎外されることなく、地域で暮らし続けることができる。

(3) 生きがいを持つ

生活全般の支援と金銭管理を継続的に行うことによって、生活が安定し、預貯金ができるようになると、暮らしが豊かになると同時に心も豊かになる。また、就労支援により、自分の役割を持ち、生きがいを持って、明るく生活することができる。

(4) 悪徳業者等の阻止

生活サポートセンターの設置後、強引な訪問販売が見受けられた場合、民生委員児童委員や地域住民等から情報が寄せられるようになり、通報が入った場合は即座に駆けつけ、またパトロールを行うことにより、地域に侵入する悪徳業者が激減した。

(5) 社会保障（生活保護）の適正化

権利擁護事業の地域展開によって、多重債務の防止や浪費の抑制ができ、生活保護に陥ることの防止や、生活保護受給者については就労支援等を通して、保護の廃止につながり、社会保障費の適正化に寄与している。

4 課題・これから

(1) 相談体制拡充が課題

あらゆる相談を受け付ける、生活サポートセンター業務は、障がい者の地域移行や認知症高齢者等の増加より、年々対応ケースが増えるとともに相談内容も多様化して、困難事例も顕著に多くなっている状況にある。

相談対応の業務は、ケースによって内容が様々であり、その処理方法も当然様々であることから、対応をマニュアル化することが困難なことから、対応職員の増員による体制の強化が極めて難しく、拡充においては課題が大きい。

(2) 新たなシステムの取り組み

現在、成年後見制度は法人後見によって主体的に実施しているが、今後は地域住民が後見人となり得るために、「町民後見人養成講座」を開催して、後見人を支える仕組みとして、生活サポートセンターが地域に密着した権利擁護拠点となるよう再構築する。

また、障がい者や認知症高齢者等の生活支援の信託として、多様な生活実態に対応し、地域を活性化するため、新たな支え合いの仕組みとして「福祉ファンド」の実施をめざす。

問合せ先：南富良野町保健福祉課

電話 0167-52-2211

南富良野町社会福祉協議会

電話 0167-39-7711